

R7 - 公募型指名競争入札
第 DK-6 号

道路管理課

次により、公募型指名競争入札を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則(※)、高松市契約事務処理要綱(※)、高松市公募型指名競争入札試行要領(※)、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類をFAXで送信してください。

なお、送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、FAXの受信が直ちに指名につながるものではありません。

また、FAXによる送信が不都合な場合は、持参も可とします。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「事業者の方」の「入札・契約情報」の「契約監理課ホームページ」の「例規・要綱等」に掲載しています。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を令和8年2月2日(月)正午までに、道路管理課に提出する必要があります。御注意ください。

1 入札に付する業務	(ゼロ市債) 令和8年度道路維持管理パトロール業務委託(2工区)
2 業務の履行場所	高松市屋島西町外119町 地内
3 業務の種類	道路維持管理業務
4 業務概要	道路維持管理パトロール業務 一式
5 履行期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
6 予定価格 (税抜き価格)	事後公表
7 最低制限価格 (税抜き価格)	設定しない
8 入札保証金	要しない
9 契約保証金	要する(ただし、契約金額の10/100以上の額とする。)
10 支払条件	(1)前金払 有り ※令和8年度 (2)部分払 無し (3)完了払 有り
11 入札参加条件	(1) 申請日現在、高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されている 市内企業 (市内企業の定義は、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準による。)であること。 (2) 高松市公募型指名競争入札試行要領第4条第1項第1号及び第5号から第7号までに掲げる要件を満たすこと。

		(3) 令和7・8年度高松市建設工事競争入札参加資格者名簿において、舗装工事の業種登録があること。 (4) 業務の内容に適合した業務責任者（資格は問わない。）を配置できること。 (5) 緊急対応が可能であること。 (6) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止期間中でないこと。 (7) 指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
1 2 入札参加申請		入札参加を希望する者は、参加申請書をFAX又は持参すること。 申請受付FAX番号 087-839-2528 ※ 受信確認のため、FAX送信後、送信した旨の連絡を13参加申請書提出期間の市の執務時間中（午前8時30分から午後5時まで）に電話連絡すること。（電話番号 087-839-2515）
1 3 参加申請書提出期間		令和8年1月26日(月)から令和8年2月2日（月）正午必着
1 4 指名(非指名)通知		(1) 入札参加資格の有無について、令和8年2月6日（金）までにFAXで送信する。 (2) 指名した者には入札通知書を、指名しなかった者にはその理由を送信する。
1 5 現場説明		実施しない。なお、設計図書については、このページを開く画面から閲覧及びダウンロードできます。
1 6 質問及び回答		(1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和8年2月9日(月)午後5時までに質問書（指定様式）を道路管理課にFAXで送信すること。 質問受付FAX番号 087-839-2528 (2) 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり閲覧に供する。なお、質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、入札しなければならない。 ア 閲覧期間 令和8年2月10日（火）から 令和8年2月19日（木）まで （市役所閉庁日は除く） イ 閲覧時間 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで （閲覧初日に限り、午後1時までに閲覧開始） ウ 閲覧場所 都市整備局 道路管理課
1 7 入札及び開札	日時	令和8年2月19日(木) 午前10時10分
	場所	高松市役所8階 82会議室
1 8 再度入札		有

19 問合せ先	高松市 都市整備局 道路管理課 担当 宮本 滉平 電話番号 087-839-2515 FAX番号 087-839-2528 E-mail douro@city.takamatsu.lg.jp
20 その他	(1) 契約締結日から令和8年3月31日までは車両改造等の準備期間とし、業務着手は令和8年4月1日以降とする。 (2) 「10 支払条件」の項の(1)において、「※令和8年度」とは、本業務はゼロ市債を活用しているため、前金払の請求は、令和8年4月1日以降となることである。

【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4及び第167条の11第1項、高松市契約規則第17条において準用する同規則第5条及び第12条の4並びに「入札参加者の心得」による。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (5) 契約保証金 次に定めるところによる。
 - ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項）を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
 - イ 契約保証金には利子を付さないものとする。
 - ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。

(参考)

高松市契約規則(抄)

(契約保証金の減免)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) (略)
- (2) 契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約者が、過去2年の間に国(独立行政法人及び公社を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5)・(6)・(7)・(8) (略)
- (9) 契約者が連帯保証人を立てたとき。
- (10) (略)

- (6) 令和4年1月1日から、行政手続に係る押印等の見直しに伴い、公募型指名競争入札参加申請書等の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。押印のない公募型指名競争入札参加申請書等を提出する場合は、公募型指名競争入札参加申請書等の余白に、責任者(事務を担当する部門の長)の氏名及び担当者の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号(固定電話。設置していない場合は携帯電話)を記載してください。なお、押印がなく、上記の記載がない場合は無効となります。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。
- (7) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (8) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによるが、本案件について、落札者は、落札決定後、7日以内に、記名押印した契約書を持参により提出しなければならない。
- (9) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。
- (10) 落札後、別途指示する期間までに免税事業者届出書が提出された場合は免税事業者として取り扱い、期限までに提出のない場合は課税事業者として取り扱うものとする。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表していますので、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
 - (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
 - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：

naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、(5) 以外は法定事項である。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後

- 10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
 - (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
 - (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
 - (5) 本業務の設計は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価(2省協定労務単価)に基づく香川県の単価表等により積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮すること。また、下請契約を締結する場合は、下請労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
 - (6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
 - (7) (1)から(6)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。